

静岡文化芸術大学客員研究員に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学における客員研究員の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 客員研究員の受け入れは、専門的かつ高度な共同研究等を行う者を受け入れることにより、本学の学術研究の進展に寄与することを目的とする。

(受入の条件)

第3条 客員研究員は、次の各号のいずれかに該当する場合に受け入れるものとする。

ただし、本学の教育、研究及び運営に支障がない場合に限る。

- (1) 本学の教員が、学外の学術研究者と共同研究を行う場合
- (2) 本学の教員にとって、学外の学術研究者の協力が有益と認められる場合

(受け入れる者の資格)

第4条 客員研究員として受け入れる者は、本学の教授、准教授及び講師に準ずる者またはそれらに相当すると認められる者とする。

(受入期間)

第5条 受入期間は1年以内とする。ただし、必要があると認めるときは延長することができる。

(申請及び承認)

第6条 客員研究員の受け入れを希望する本学の教員は、客員研究員受入申請書(様式第1号)により、その所属する学科長を経由して、学長に申請する。

2 学長は、申請内容が適正と認められる場合にあつては、教育研究審議会の議を経て、これを承認する。

ただし、国際交流に係る受け入れの場合は、教育研究審議会の審議に先立ち、国際交流委員会の意見を聴くものとする。

3 学長は、前項により承認したときは、客員研究員受入承認書(様式第2号)を、学科長を経由して申請者に交付する。

(受入の取消)

第7条 客員研究員が、本学の諸規則等に違反したとき又は本学の運営に重大な支障をきたすような行為をしたときは、学長は、当該客員研究員の承認を取り消すことができる。

(身分の取扱い)

第8条 客員研究員と公立大学法人静岡文化芸術大学との間には、雇用関係は生じないものとする。

2 客員研究員には、給与その他の給付は行わない。

3 客員研究員は、「静岡文化芸術大学客員研究員」と称することができる。

(施設の利用)

第9条 客員研究員は、本学の教育、研究及び運営に支障がない範囲内で、本学の施設及び設備を利用することができる。

(諸規則の遵守)

第10条 客員研究員は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

所属学科長確認印

(様式第1号)

客員研究員受入申請書

平成 年 月 日

静岡文化芸術大学長 様

(申請者) 所属

職・氏名

印

下記の者を本学の客員研究員として受け入れしていただきたく、申請します。
記

(ふりがな) 氏名	()	性別	男・女
		年齢 (生年月日)	歳 (年 月 日)
現住所			
現住所 (海外)			
新住所			
所属機関 及び職名			
最終学歴			
研究歴及び 職歴の概要			
共同研究等の 目的及び内容			
研究期間	年 月 日～ 年 月 日		

注1 次の資料を添付すること

- ① 研究業績が記載された調書
 - ② 身元を証明する書類（海外からの場合はパスポート等）の写
 - ③ 派遣元からの派遣に関する承諾等の書類がある場合は、その写
- 2 海外からの受け入れの場合は、国内での現住所、新住所（客員研究員となった後の住所）に加え、海外での住所も記載すること

(様式第2号)

客員研究員受入承認書

平成 年 月 日

様

静岡文化芸術大学長

印

年 月 日付で申請のあった客員研究員の受け入れについて、
下記のとおり承認します。

なお、本学での施設及び設備の利用は、別紙のとおりとします。

記

(ふりがな) 氏名	()
受入期間	年 月 日～ 年 月 日
受入教員	
共同研究等の 目的及び内容	
留意点	